

## 質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 大栄ジャンクション南工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書19-2、25-4	特記仕様書25-4の構造物掘削特殊部Aに横矢板の設置が記載されていません。また、横矢板の撤去・処分は記載されていますが、特記仕様書19-2の建設副産物の活用等に木くずの処分先が明記されていませんので積算上の施設をご教示願います。また、Cランプ退出路からの搬出となり、有料道路料金が発生しますが、これらも単価の中に含まれているのでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書25-4に示す構造物掘削特殊部Aの作業内容について、正しくは「親杭、横矢板による締切」、「親杭の引抜、横矢板の撤去」となります。 なお、横矢板を処分する場合の取扱いについては、貴社の施工計画に基づきお考えください。 上記については、訂正公告を行います。
7	特記仕様書25-4 閲覧資料（数量計算書）	閲覧資料（数量計算書）では、構造物掘削残土（大栄橋A1、Cランプ橋A1、Cランプ橋A2、逆T式擁壁W1・W2）は流用土（路体）となっていますが、特記仕様書25-4では残土置場への仮置となっています。残土を仮置きした後、路体部へ再度運搬し、流用するのでしょうか。ご教示願います。	構造物掘削残土（大栄橋A1、Cランプ橋A1、Cランプ橋A2、逆T式擁壁W1・W2）については、特記仕様書を正としてお考え下さい。 なお、金抜設計書および発注用図面（本線）7/167頁数量総括表（1）については、訂正公告を行います。
8	閲覧資料（数量計算書）	閲覧資料（数量計算書）では、付帯道路掘削残土122m <sup>3</sup> は流用土（路体）となっていますが、付帯道路の掘削工122m <sup>3</sup> はどの単価項目に含まれているのでしょうか。ご教示願います。	道路掘削 土砂Aの数量について、正しくは付帯道路の掘削工122m <sup>3</sup> をえた31,870m <sup>3</sup> となります。 なお、金抜設計書および発注用図面（本線）7/167頁数量総括表（1）については、訂正公告を行います。
11	割掛対象表参考内訳書 閲覧資料（数量計算書）	閲覧資料（数量計算書）に大栄橋A1の数量根拠が示されていますが、頂板部の桁下高さが6.7mとなっていますが、正しくは7.2mではないでしょうか。（頂板部：840.0空m <sup>3</sup> →902.6空m <sup>3</sup> ）ご教示願います。	頂板部の桁下高さについて、発注用図面（大栄橋下部工）1/34頁を正としてお考え下さい。 なお、割掛け対象表参考内訳書については、訂正公告を行います。